

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年4月16日(水) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

農業委員

1番 今井 清弘 出席 欠席

2番 福本 卓雄 出席 欠席

3番 重森 陽 出席 欠席

4番 永田 洋一 出席 欠席

5番 田熊 享子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席 欠席

7番 山城 啓一 出席 欠席

8番 野坂 雅司 出席 欠席

9番 塩田 博史 出席 欠席

10番 山本 泰弘 出席 欠席

11番 時廣 浩二 出席 欠席

12番 木下 嗣生 出席 欠席

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

書記 西上 あきら 出席 欠席

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 小 坂 竜 一

署名委員 今 井 清 弘

議長 ただ今から、令和7年第4回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と今井委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について』を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 申し訳ございません。説明に入る前にですね、差し替え文書がありましたのでご案内をさせていただきます。皆様の机の上に一枚ものですね、図面を置かせていただいておりますので、ご確認ください。それでは説明の方に戻らせていただきます。ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より北北東1.2kmに位置する第二種農地です。位置は3条-1で示しています。取得目的は、経営規模の拡大で、利用計画については季節野菜・芋類で申請されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 現地は畑地で良好に管理されてますし、取得者の家とも近いので、問題はないと思います

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より南西2.0kmに位置する農用地です。位置は3条-2で示しています。取得目的は、経営規模の拡大で、利用計画については水稻作付で申請されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

野坂委員 今回の土地、〇〇さんの土地は以前から地元の法人さんが耕作されており、今回所有権移転の申し出がありましたが水田から水田という利用であり問題はないと思います。

小坂委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第1号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号3番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号5~7に記載しております。6と7については先程ご説明させていただいた差し替え文書をご覧ください。申請地は、役場より南東約1kmに位置する第三種と第二種農地です。位置は3条-3①~③で示しています。

取得目的は、経営規模の拡大で、利用計画については水稲及び果樹園、季節野菜で申請されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地はですね、今現在畑として利用されております。別に問題はないんですが、一つだけ、あの取得目的が経営規模の拡大ということで、取得された方が〇〇さんですか、この方は〇〇なんですね。〇〇が中央南の畑の2反…2反はないかな、1反6畝ほどありますので。自分自身が耕作はできないんじゃないかと思ひまして、その取得目的が少し疑問があります。

議長 次に麻郷地区関係をお願いします。時廣委員。

時廣委員 麻郷の方の県道より北側の土地は野いばらが茂っていて、実際この田んぼは昔からはるたで水はけが悪く、作れるんかなというかんじです。南側の土地は、田んぼの法面のような状態で農地というかんじじゃないかなと思います。

重森委員 私もですね、今回経営規模拡大というのが取得目的のようですが、経営規模拡大というのは自分で耕作して経営しているのならそうですが、今回は今の話もあったように少し違うんじゃないかと思ひます。自分でやられるというのなら、せめてもう少し具体的な営農計画書を出させたほうが良いのではないかと思ひます。

議長 なるほど。ということは、今回はもう少し具体的な計画が必要だということで保留ということよろしいでしょうか。(異議なし)

議長 それでは議案第1号3番は保留といたします。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9と10を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より西2.0kmに位置する第二種農地です。位置は5条-1で示しています。転用目的については、使用貸借権の設定で自己用住宅の建築です。借受人は現在借家住まいであり、今後の家族構成を考慮し新たに住宅を建築したいということで、今回申請がありました。申請地については、借受人の父より使用貸借で借り受け、生活排水は合併浄化槽を経由し、既設の道路側溝に接続するとのことです。なお、申請地について、既に舗装及び切り土を実施しており違反転用状態で、今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありましたので申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山城委員 現地はですね、もう既にかかなりの高さで土地が切られていて、議案には通路とありますが、実際には砂利が敷かれ綺麗に整地がされており、また小屋は既に撤去が完了しておりました。実際に現場に足を運んでみますと、隣の家の方がいらっしゃったのでお話を聞いてみたら、この切り土は転用の申請よりも前に役場の建設課から付近の工事のための泥が必要と言われたため、了承し、着手したということです。ですが、周りにはもう山林ばかりで農地はないため、申請は問題と思います。

福本委員 山城さんの言われるとおり、周りは山ばかりですし、小屋も崩されていないので、問題はないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取につい

て」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号11～15に記載しております。

14ページに、これまでの相対契約の利用権と仕組みが似ている「一括方式」の4件、15ページに、従来の担い手さんたちが、機構を介し、10年を基本として農地を借り入れていた仕組みと同様の「2段階方式」の5件を記載しております。

この報告事項については、先月の総会において承認いただきました『田布施町農業委員会会長専決規程』により、事前に事務局で要件事項を確認の上、既に12ページに記載のとおり『意見なし』として処理しておりますので報告させていただきます。以上です。

議長 本案件については、報告事項です。各自ご高覧賜りますようお願いいたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和7年第4回田布施町農業委員会総会を閉会します。

